

入札書へ記載する金額の考え方について

入札心得

第2条 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、入札公告等により別途定めがある場合を除く。)をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。** ※見積もった金額=落札した場合に、消費税額を含んだ契約金額の総額となる金額

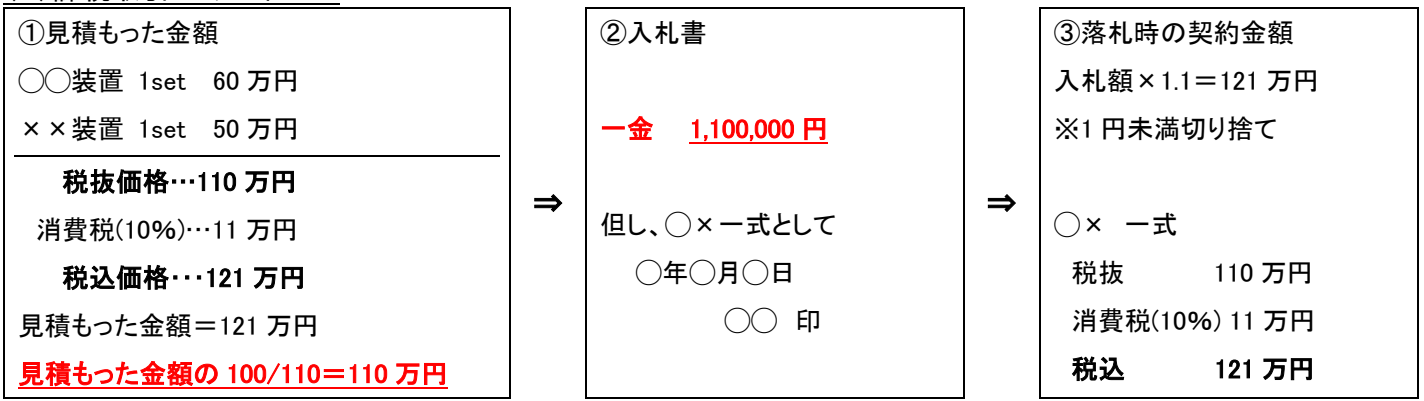
上記の入札心得記載に関し、(1)課税取引のみのケース、(2)非課税取引(非課税、免税、不課税取引を指す。以下同じ。)のみのケース、(3)課税取引と非課税取引が混在するケースの3ケースについて、

①「見積もった金額」

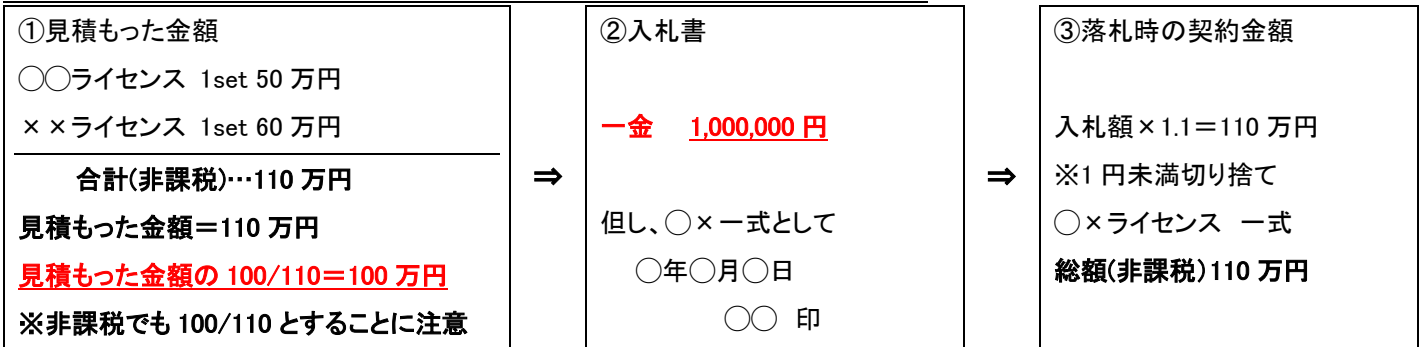
②「①をもとに入札書に記載する金額(見積もった金額の110分の100に相当する金額)」

③「②の金額で落札した場合の契約金額」を以下に図示いたします。

(1)課税取引のみのケース



(2)非課税取引のみのケース(例:国境を越えた役務(ソフトウェア)の提供)



(3)課税取引と非課税取引が混在するケース(例:国境を越えた役務(電子ジャーナル)の提供)

※電子ジャーナルの購読料の他に、国内代理店の手数料(課税対象)が発生するケース

